

臨時休業期間中の児童への自習室の提供について

羽月小学校

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、伊佐市内の市立学校において、臨時休業を行うことになりました。この期間は、市内の児童生徒においては、不要不急の外出を控え、自宅で待機することとなっています。ただし、自宅で過ごすことができず、受入れ先がない児童に限り、次のとおり臨時休業期間中に自習室を提供します。

受入れ対象児童

小学校1年生から3年生の児童で、次の2つの条件を全て満たす者

- ・ 保護者が全て就労しており、休暇がとれない等の理由により、児童を見守ることができない。
- ・ 家族や近隣等に見守る者がいない。

受入れ期間等

- ・ 期間：令和2年7月6日（月曜日）～7月8日（水曜日）
- ・ 時間：8時30分～15時（放課後児童クラブ等の始まる時間帯まで）

受入れ場所

- ・ 該当児童が在籍している小学校の普通教室・特別教室等

注意事項

- ・ 登下校は、保護者の責任とする。
- ・ 各自で、必ず弁当・水筒を持参する。（給食はありません）
- ・ 自習に必要な勉強道具等を各自準備する。
- ・ 必要以外の物は持ち込まない。（ゲーム機や漫画など）
- ・ 必ずマスクを着用する。
- ・ 毎朝、必ず自宅で検温と体調確認等を行い、体調が優れない時は、医師の診察を受ける。
- ・ 学校からの緊急連絡に必ず対応できるようにしておく。

利用の手続き

- ・ 児童を預ける際に学校へ自習室利用申込書（学校で配布します）を記入し提出する。